

(2) 施行規則第9条の20第1項に規定する
特定自動運行許可申請書

(3) 施行規則第9条の23第1項に規定する
特定自動運行計画変更許可申請書

(4) 施行規則第9条の25第1項に規定する
特定自動運行許可申請書記載事項変更届出
書

2 前項に定めるもののほか、特定自動運行に
係る事務に関し必要な事項については、別に
警察本部長が定める。

別記様式第7号の4，別記様式第7号の10及び別記様式第7号の17中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。